

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和元年度 日高市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	1	亜鉛の水溶性化合物	1	9	1,100	21	1,100	0	0
1	4	アクリル酸及びその水溶性塩	1	9	1,600	19	1,600	0	0
1	7	アクリル酸ノルマルブチル	1	9	15,000	10	15,000	0	0
1	53	エチルベンゼン	2	5	37,800	6	2,800	0	35,000
1	71	塩化第二鉄	1	9	2,700	18	2,700	0	0
1	80	キシレン	4	2	167,820	4	7,820	0	160,000
1	134	酢酸ビニル	1	9	8,000	12	8,000	0	0
1	240	スチレン	1	9	240,000	3	240,000	0	0
1	258	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ [3,3,1,1(3,7)]デカン(別名 ヘキサメ チレンテトラミン)	1	9	1,000	22	1,000	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	1	9	110,000	5	0	0	110,000
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	1	9	3,500	17	0	0	3,500
1	300	トルエン	5	1	474,000	1	134,000	0	340,000
1	349	フェノール	1	9	3,600	16	3,600	0	0
1	384	1-プロモプロパン	2	5	4,500	14	4,500	0	0
1	392	ノルマルヘキサン	3	3	336,000	2	216,000	0	120,000
1	400	ベンゼン	1	9	23,000	9	0	0	23,000
1	405	ほう素化合物	1	9	7,000	13	7,000	0	0
1	438	メチルナフタレン	1	9	14,000	11	14,000	0	0
3	5	塩化水素(塩酸を含む)	2	5	25,610	7	25,610	0	0
3	35	メタノール	2	5	1,500	20	1,500	0	0
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	1	9	4,500	14	4,500	0	0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	3	3	24,800	8	24,800	0	0
		合計	—	—	1,507,030	—	715,530	0	791,500

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。